

## 第2回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年2月15日(火)

場 所 市役所3階 301会議室

### 議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 5件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 1件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)

### 応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席  
した者(事務局)

事務局長	中村 顕治
事務局次長	本木 豊
事務局書記	川島 一利

午後4時00分開会

議 長  
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠ありがとうございます。

これより第2回農業委員会総会を開催いたします。本日

の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

異議なしと認め、2番森谷常夫委員、8番安彦祥子委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について1件の申請がございました。

譲受人、譲渡人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑です。権利の種類は所有権の移転でございます。

今回の農地の譲受人は東大和市在住の一般の農業者でございます。譲受人は、認定農業者ではありませんが、東大和市内に約83アールの農地を所有し、主に露地野菜や果樹を栽培し、精力的に農業経営をされております。

このたび、農地所有者が高齢により農業経営が困難となったため、近接する農地で農業経営を行っている農業者に相談を持ち掛けたところ、譲受人が申し出て、当該農地の取得に至ったものでございます。

事務局といたしましては、申請書類から農地法第3条の許可基準を満たしていると判断し、許可したいと考えております  
以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4 番  
(荒幡 善政君)

本日午後2時00分より土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、許可してよろしいのではないかと思います。

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、申請地につきましては、こちらから報告します。現地を確認し問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は許可をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、許可することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、5件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年4月25日に相続し、前回調査は、平成30年12月17日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年4月25日に相続し、前回調査は、平成30年12月17日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成12年6月11日に相続し、前回調査は、平成31年2月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成12年6月1日に相続し、前回調査は、平成31年2月15日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年6月8日に相続し、前回調査は、平成31年2月15日になります。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告させていただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の①と申請番号2番の①の農地でございますが、共有の農地で、苗木が栽培されておりました。

申請番号1番の②の農地でございますが、苗木が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①と②の農地は、ふれあい農園で作付け準備中でした。③から⑥の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、梅が、②から④の農地は、梅と栗が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中で、②の農地は苗木が栽培されており、③の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、宮崎委員。

10番  
(宮崎 義憲君)

1番から4番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

12番  
(加園 好久君)

5番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和3年12月23日付、申請人本人の故障認定により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4 番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の

<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>発行はよろしいのではないかと思います。</p>
<p>7 番 (高橋 文雄君)</p>	<p>報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、高橋委員。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>ありがとうございます。それでは議案第 3 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、1 件あります。 事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは、御説明いたします。 報告第 1 号、農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について、1 件ございます。 本件は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届け出でございます。 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、一般住宅でございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、この件につきましては、こちらから報告します。</p>

	<p>現地を確認し特に問題はありませんので、よろしくお願 いします。</p> <p>他にございませんか。</p>
委 員	なし。
議 長 (石川 裕一君)	<p>御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規 定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処 理について」、3件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事 務 局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理につい て、3件ございます。</p> <p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出で ございます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目は それぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきまして は、申請番号1番が倉庫、申請番号2番と3番が一般住宅でご ざいます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 (石川 裕一君)	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ござ いましたら伺います。</p> <p>はい、高橋委員。</p>
7 番 (高橋 文雄君)	<p>1番の届出地につきまして、現地を確認しております。</p> <p>特に問題はありませんので、よろしくお願いたします。</p>
議 長 (石川 裕一君)	<p>2番と3番の届出地につきましては、こちらから報告し ます。現地を確認し特に問題はありませんので、よろしく お願いたします。</p> <p>他に御意見等ございませんか。</p>
委 員	なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。  
以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして第2回総会を終了いたします。  
大変お疲れ様でした。

午後4時16分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和4年2月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩